

証券コード6174
2020年2月27日

株 主 各 位

徳島県徳島市問屋町48番地
株 式 会 社 デ ン タ ス
代 表 取 締 役 有 田 道 生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月12日（木曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月13日（金曜日）午後1時
2. 場 所 徳島県徳島市問屋町60番地
協同組合徳島繊維団地会館3階ホール
3. 目的事項
決 議 事 項
 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件
 第3号議案 取締役3名選任の件

以 上

-
1. 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dentas.jp/>）に掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、過去4期連続で当期純損失を計上するとともに債務超過の状態となっており、財務体質の改善に取り組んでまいりました。今般、有利子負債の圧縮及び債務超過の解消策として、第三者割当によるA種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（デット・エクイティ・スワップ）（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うこととしました。

本議案は、第2号議案「第三者割当によるA種種類株式発行の件」が原案どおり承認された場合に、本種類株式の発行を可能とするため、当社定款に、以下の内容にて、本種類株式に係る規定を新設するとともに、本種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるものであります。

本種類株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本議案については、第2号議案「第三者割当によるA種種類株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを効力発生条件とし、本臨時株主総会の終結と同時に効力を発生するものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
第5条 当社の発行可能株式総数は <u>882,800株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1,382,800株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>普通株式 1,132,800株</u> <u>A種種類株式 250,000株</u>
（単元株式数）	（単元株式数）
第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	第6条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株</u> とする。
第7条～第10条 （条文省略）	第7条～第10条 （現行どおり）
（新設）	<u>第2章の2 A種種類株式</u>

(新設)	<u>(剰余金の配当)</u> <u>第 1 1 条の 1</u> 当社は、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）及び A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。
(新設)	<u>(残余財産の分配)</u> <u>第 1 1 条の 2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。 2. A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 3. 当社が残余財産の分配を行う額が、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。
(新設)	
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第 1 1 条の 3</u> A 種種類株主は株主総会において議決権を有しない。
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第 1 1 条の 4</u> 当社は、法令に別段の定めがある場合（会社法第 322 条第 3 項但書の場合を含む。）を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議（会社法第 322 条第 1 項の規定による決議を含む。）を要しない。
	<u>(A 種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等)</u> <u>第 1 1 条の 5</u> 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び A 種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

(新設)	2. <u>当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</u> 3. <u>当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u> 4. <u>当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u> 5. <u>当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u> 6. <u>当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u> <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第11条の6 A種種類株主は、A種種類株式発行後、2022年3月31日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降はいつでも当会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当会社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。</u> 2. <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第3項に定める取得比率(但し、本条第4項の規定により調整される。)を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得</u>
-------------	---

	<u>と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</u> 3. <u>取得比率は、当初、1とする。</u> 4. <u>(取得比率の調整)</u> (a) <u>当社は、A種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。</u> $\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数})}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$ (b) <u>取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。</u> ① <u>本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）</u>、調整後取得比率は、<u>払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</u>
--	---

	② <u>株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。</u> ③ <u>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u> ④ <u>当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。</u> ⑤ <u>本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件と</u>
--	--

	しているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 (c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。 ① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。 ② 取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前に発行された普通株式の発行価額を使用する。 ③ 取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。 (d) 本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。
--	--

(新設)	① <u>株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。</u> ② <u>その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。</u> ③ <u>取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> (e) <u>本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u> <u>(A種種類株式の譲渡の制限)</u> <u>第11条の7 譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u>
第3章 株主総会 第11条～17条 (条文省略) (新設)	第3章 株主総会 第12条～18条 (現行どおり) <u>(種類株主総会)</u> <u>第19条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。</u>

	<u>2. 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> <u>3. 第14条乃至第17条の規定は種類株主総会に準用する。</u> <u>4. 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第13条の規定を準用する。</u> <u>5. 種類株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u>
第4章 取締役及び取締役会 第<u>18</u>条～第<u>29</u>条 （条文省略）	第4章 取締役及び取締役会 第<u>20</u>条～第<u>31</u>条 （現行どおり）
第5章 監査役 第<u>30</u>条～第<u>35</u>条 （条文省略）	第5章 監査役 第<u>32</u>条～第<u>37</u>条 （現行どおり）
第6章 計算 第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 （条文省略）	第6章 計算 第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 （現行どおり）

第2号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、本第三者割当増資により、特に有利な払込金額をもって本種類株式を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されていますが、そのすべてが行使された場合、当社普通株式にかかる議決権は25%を超えて希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せて行います。

なお、本議案の効力発生は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件とします。

第1 募集株式の内容

1. 募集株式の種類及び数

A種種類株式 121,402株

A種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

2. 募集株式の払込金額

1株につき 1440円

3. 払込金額の総額

174,818,880円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 87,409,440円（1株につき 720円）

資本準備金 87,409,440円（1株につき 720円）

5. 払込期日（財産の給付期日）

2020年3月16日

6. 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

7. 割当予定先及び割当株式数

株式会社NTVP 47,222株

日本テクノロジーベンチャーパートナーズE1号有限責任事業組合

21,954株

株式会社シケン 13,930株

有田 道生 11,864株

株式会社メインティース 9,439株

村口 和孝 9,293株

有限会社サット・システムズ 7,700株

8. 現物出資財産の内容及び価額

当社に対する以下の各金銭債権 総額 174,818,880円

① 株式会社NTVPの当社に対する貸付金債権の元本68,000,000円のうち67,999,680円

② 日本テクノロジーベンチャーパートナーズE1号有限責任事業組合の当社に対する貸付金債権の元本30,000,000円及び2020年1月31日までに発生した未収利息1,615,068円のうち1,613,760円（合計31,613,760円）

- ③ 株式会社シケンの当社に対する貸付金債権の元本 20,000,000 円及び 2020 年 1 月 31 日までに発生した未収利息 59,726 円のうち 59,200 円（合計 20,059,200 円）
 - ④ 有田 道生の当社に対する以下の金銭債権（合計 17,084,160 円）
 - ・ 貸付金債権の元本 5,000,000 円及び 2020 年 1 月 31 日までに発生した未収利息 111,506 円
 - ・ 未収金債権（2018 年 6 月分の支払報酬）100,000 円
 - ・ 未収金債権（2018 年 7 月分から 2020 年 1 月分までの役員報酬）合計 9,690,000 円
 - ・ 未収金債権（2018 年 6 月から 2020 年 1 月までに発生した立替金）合計 2,184,046 円のうち 2,182,654 円
 - ⑤ 株式会社メインティースの当社に対する以下の金銭債権（合計 13,592,160 円）
 - ・ 2016 年 3 月 31 日付貸付にかかる元本 10,000,000 円のうち 5,070,000 円及び 2020 年 1 月 31 日までに発生した未収利息 65,996 円
 - ・ 2017 年 9 月 12 日付貸付にかかる元本 10,000,000 円のうち 8,166,674 円及び 2020 年 1 月 31 日までに発生した未収利息 290,755 円のうち 289,490 円
 - ⑥ 村口 和孝の当社に対する以下の金銭債権（合計 13,381,920 円）
 - ・ 貸付金債権の元本 10,000,000 円及び 2020 年 1 月 31 日までに発生した未収利息 223,013 円
 - ・ 未収金債権（2018 年 11 月分から 2020 年 1 月分までの役員報酬）合計 730,097 円
 - ・ 未収金債権（2018 年 7 月から 2018 年 11 月までに発生した立替金）合計 2,429,632 円のうち 2,428,810 円
 - ⑦ 有限会社サット・システムズの当社に対する売掛債権の元本 11,088,231 円のうち 11,088,000 円（合計 11,088,000 円）
9. その他
- (1) 上記の各項については 2020 年 3 月 13 日に開催予定の臨時株主総会における種類株式の新設、発行可能株式総数の変更及び発行可能種類株式総数の新設を内容とする定款の一部変更による議案の承認、並びに上記臨時株主総会における A 種種類株式の発行による大規模な希薄化及び第三者割当による A 種種類株式の有利発行に関する議案の承認を条件とする。
 - (2) 上記のほか、A 種類種類株式の発行に関し必要な事項は、当社取締役会において決定するものとする。

第 2 提案の理由

1. 本第三者割当増資の目的

当社は 2015 年 9 月 11 日の上場後 2016 年 3 月期から 2019 年 3 月期までの 4 期連続で当期純損失を計上するとともに債務超過の状態となっており、「2017 年 3 月期 中間決算短信（連結）」以降、継続企業の前提に関する事項の注記を記載しております。また、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「宝印刷」とします。）ですが、宝印刷と締結した J-Adviser 契約において、次の事項が定められております。

- ・当社が上場会社となった後に、その事業年度の末日に、債務超過の状態である場合(上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき、宝印刷が催告無しにJ-Adviser 契約を解除できること。

当社は、2015年9月11日の上場後に初めて到来した事業年度である2017年3月から2019年3月期までの上場後3年間に於いて債務超過の状態(2019年3月期連結会計年度末における連結純資産合計額は△62,676千円、また2020年3月中間連結会計期間末における連結純資産合計額は△102,629千円)であることから、2020年3月期末において債務超過を解消できなかった場合には、宝印刷に無催告でJ-Adviser 契約を解除される可能性があります。

そのため、当社グループでは、債務超過を解消し財務体質を改善すべく、以下の対応策に取り組んでまいりました。

2019年8月30日開示資料「連結子会社の異動(株式譲渡)及び連結子会社における債権放棄並びに債務免除に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社であったF・ソリューションズ株式会社株式を株式会社シケンに譲渡し、F・ソリューションズ株式会社の歯科医院向け営業を株式会社シケンに集約し、同社からの外注取引を拡大し、収益改善を図ってきました。

また、経費の社内稟議の厳格化の他、人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラクチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいりました。

しかしながら、2020年3月期中間連結会計期間において親会社株主に帰属する中間純損失71,387千円を計上しており、その一方でキャッシュ・フローが改善されていない現状においては新たな資金調達は困難な状況となっております。

そのため、当社では、企業の継続性やJ-Adviser 契約の無催告解除による上場廃止の懸念を払拭し、お客様や取引先等との信頼関係を維持するためにも、可及的速やかに債務超過の解消を目的とした資本増強を行うことが必要な状況であります。

当社では、これまで短期運転資金を目的として複数の借入先から借入を行うとともに、当該借入の一部(日本テクノロジーベンチャーパートナーズE1号有限責任事業組合及び株式会社メインティース)や買掛金の一部(有限会社サット・システムズ)については支払猶予を頂いてまいりました。

追加的な資本増強策として、金融商品取引法上の届出要件が生じる第三者割当による新株式発行の検討も行ってまいりましたが、引受先が現れる見込みがなく、かつ費用負担が重たくコストが見合わない判断しました。2019年8月1日に担当J-Adviser が変更した過程で、新担当J-Adviser である宝印刷株式会社より株式希薄化が直ちに生じない種類株式発行による債務株式化の提案を受けました。当社では、当該提案を検討し、有利子負債の圧縮及び債務超過の解消策として、今般当該借入先の一部や支払債務先の一部に対して、当社の経営環境及び経営方針を説明し、債務超過解消のためにも後述「3. (2) 現物出資の目的となる債権」について現物出資(デット・エクイティ・スワップ)を実行して頂くことを打診したところ、現物出資による第三者割当増資を引き受けることについての同意を頂きました。

本第三者割当増資により、既存株主の持分割合に希薄化が生じますが、有利子負債の圧縮と自己資本を強化することで債務超過を解消し財務体質の改善を図ることは、株主の利益にも資すると判断し、当社の経営状況及び財政状態を踏まえ、本第三者割当増資が相当であると判断いたしました。

2. 発行条件等の合理性について

(1) 払込価額の算定根拠

当社では、2018年11月28日付開示資料「第三者割当による新株式発行並びに第三者割当による新株式発行の募集事項の決定の取締役会に対する委任に関するお知らせ」のとおり、2018年12月26日を払込期日とする第三者割当増資（以下、「当該増資」といいます。）を実施しております。

当社では、その当時も債務超過の状態が続いていたこと、また当社株式の上場する東京証券取引所 TOKYO PRO Market がプロ向け株式市場という性質上売買取引が少なく、当社株式の終値についても2015年9月の上場直後に成立した株価から数年以上経過した株価のままとされており、当該増資の発行条件はなかなか折り合いのつかない状況となっていました。

当社では、既存株主の皆様の利益を毀損する可能性があるディスカウントを望むものではないものの、当該増資による調達資金によって財務体質の改善と、キャッシュ・フローの改善と安定を図ることが当社の企業価値向上、ひいては株主の皆様への利益につながると考え、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないために慎重な手続きを経る観点から、2018年12月14日開催の臨時株主総会における特別決議による承認を経て、発行価額1,500円という条件で当該増資を実施しております。

本種類株式の払込金額につきましては、2018年12月14日開催の臨時株主総会において株主より承認を受けた当該増資における発行価額をベースに、本種類株式による普通株式の取得請求権が2年間制限されていることから、2年相当分の利息が本来得られる価値相当額（2%相当）をディスカウントした1株1,440円という条件で割当予定先から同意を得ました。

なお、上記の価額は、本種類株式1株の取得請求権行使によって普通株式1株1,440円が発行されることとなり、当該価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日における当社株式の基準値段3,200円に対して55.00%のディスカウントとなります。

当社としましては、2018年12月14日開催の臨時株主総会において株主より承認を受けた当該増資における発行価額をベースに発行価額を算定しておりますが、上記55%のディスカウント率から、割当予定先に対して会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないため、慎重な手続きを経る観点から、本臨時株主総会にて、本種類株式の新設を含む当社定款の変更だけでなく、有利発行による第三者割当増資に関する議案についても承認（特別決議）を諮ることといたしました。

当社は、これまで複数の投資家と資本増強に向け、協議をしてきておりますが、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける候補先は見つからず、債権者でもある割当予定先に本種類株式発行を引き受けていただくことによって、有利子負債の圧縮と資本増強の双方を同時に行うことが見込めます。

それにより、当社が経営課題としている事業資金の確保に向けて、割当予定先以外の投資家、あるいは金融機関等からの融資や既存債権者との期限延長を含めた条件変更等の改善も期待できることから、当該割当予定先との取り組みが当社の財務戦略の幅を拡げることにより大きく寄与するものと判断としており、ひいては株主利益に資するものになると考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本種類株式に付された取得請求権が当初の条件で全て行使された場合に発行される予定の当社普通株式は、121,402株（議決権ベースで1,214個）であり、2020年1月31日現在の当社発行済株式総数366,666株（議決権の個数3,665個）に対する割合は、33.11%（議決権ベースで33.12%）となります。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様の意思確認の手続きを取らせて頂くことにいたしました。

当社といたしましては、前述しておりますとおり、本第三者割当増資により、有利子負債の圧縮及び自己資本の増強を同時に行うことで、当社の債務負担を減少させ財務体質の改善を図れ、債権者に元金等の返済の猶予をお願いしている状況の解消に向けて前進できることから、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は当社事業の存続を図る上で避けることのできないものと判断しており、株主の皆様のご理解を諮るものでございます。

3. 割当予定先の概要等

(1)	名 称	株式会社NTVP		
(2)	所 在 地	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 手嶋 伸也		
(4)	事 業 内 容	コンサルティング業など		
(5)	資 本 金	3百万円		
(6)	設 立 年 月 日	1999年10月1日		
(7)	発 行 済 株 式 数	60株		
(8)	決 算 期	3月		
(9)	従 業 員 数	2名		
(10)	主 要 取 引 先	株式会社テクノリンク 他		
(11)	主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	ヴァイタルプラス株式会社 100%		
(13)	当 社 と の 関 係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	当社の取締役である村口和孝氏は当該会社の取締役を兼職しております。		
	取 引 関 係	当社は当該会社より資金の借入があります。		
(14)	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者にあたります。		
	(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (千円)			
	決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期

純 資 産	28,316	38,836	47,507
総 資 産	1,047,734	1,083,870	1,108,835
1株当たり純資産(千円)	471,948	647,273	791,799
売 上 高	3,132	3,888	3,888
営 業 利 益	419	559	△762
経 常 利 益	10,711	10,791	8,943
当 期 純 利 益	10,439	10,519	8,671
1株当たり当期純利益(円)	173,989	175,325	144,526
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(1) 名 称	日本テクノロジーベンチャーパートナーズE1号 有限責任事業組合	
(2) 所 在 地	東京都世田谷区等々力四丁目1番1号	
(3) 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律	
(4) 組 成 目 的	純投資	
(5) 組 成 日	2016年12月26日	
(6) 出 資 の 総 額	350,000,000円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	村口和孝(28.6%) その他	
(8) 運用者概要	名 称	村口和孝
	所 在 地	東京都世田谷区
	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社は当該有限責任事業組合より資金の借入があります。 有限責任事業組合の代表及び運用者である村口和孝氏は当社の株式を15,100株所有しており、同氏より資金の借入がございました。
(9) 当社と当該 ファンド及び運用者 との間の関係	当 社 と 業 務 執 行 組 合 員 と の 間 の 関 係	有限責任事業組合の代表及び運用者である村口和孝氏は当社の取締役を兼職しております。また当社は同氏より資金の借入があります。

(1) 名 称	株式会社シケン
(2) 所 在 地	徳島県小松島市芝生町字西居屋敷55番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島 隆寛
(4) 事 業 内 容	歯科技工物の製造及び販売、歯科材料の販売、咀嚼機能材料の研究・開発
(5) 資 本 金	49百万円
(6) 設 立 年 月 日	1979年4月2日
(7) 発 行 済 株 式 数	2,995株
(8) 決 算 期	3月
(9) 従 業 員 数	664名
(10) 主 要 取 引 先	株式会社クエスト 他

(11)	主 要 取 引 銀 行	四国銀行、香川銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	島 隆寛 82%		
(13)	当 社 と の 関 係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	歯科技工物の外注取引があります。また、当社は当該会社より資金の借入があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			(百万円)
	決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
	純 資 産	1,395	1,495	1,575
	総 資 産	3,025	3,193	3,380
	1株当たり純資産(千円)	563	604	644
	売 上 高	4,873	5,164	5,343
	営 業 利 益	198	214	178
	経 常 利 益	246	248	223
	当 期 純 利 益	110	106	100
	1株当たり当期純利益(円)	44,527	43,219	41,088
	1株当たり配当金(円)	3,034	3,732	3,094

(1)	氏 名	有田 道生
(2)	住 所	東京都武蔵野市
(3)	職業の内容	会社役員
(4)	当 社 と の 関 係	
	資 本 関 係	当社普通株式を6,634株保有しております。
	人 的 関 係	当社代表取締役であります。
	取 引 関 係	当社は有田道生氏より資金の借入があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者にあたります。

(1)	名 称	株式会社メインティース
(2)	所 在 地	大分県大分市大字片島437番地の1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 田村 真人
(4)	事 業 内 容	歯科技工業
(5)	資 本 金	3百万円
(6)	設 立 年 月 日	1998年6月4日
(7)	発 行 済 株 式 数	60株
(8)	決 算 期	3月
(9)	従 業 員 数	55名
(10)	主 要 取 引 先	中原歯科医院 他
(11)	主 要 取 引 銀 行	西日本シティ銀行

(12)	大株主及び持株比率	田村真人100%		
(13)	当 社 と の 関 係			
	資 本 関 係	当社普通株式を5,600株保有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	歯科技工物の受注取引並びに物品販売があります。また、当社は当該会社より資金の借入があります。		
(14)	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
	(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (百万円)			
	決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
	純 資 産	222	250	263
総 資 産	393	406	394	
1株当たり純資産(千円)	3,707	4,170	4,397	
売 上 高	585	641	629	
営 業 利 益	42	41	29	
経 常 利 益	53	51	36	
当 期 純 利 益	32	37	23	
1株当たり当期純利益(千円)	539	629	393	
1株当たり配当金(千円)	166	166	83	

(1) 氏名	村口 和孝
(2) 住所	東京都世田谷区
(3) 職業の内容	会社役員
(4) 当 社 と の 関 係	
	資 本 関 係 当社普通株式を15,100株保有しております。
	人 的 関 係 当社取締役であります。
	取 引 関 係 当社は村口和孝氏より資金の借入があります。
(4) 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	
	関連当事者にあたります。

(1) 名 称	有限会社サット・システムズ
(2) 所 在 地	高知県高知市愛宕町三丁目12番13号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 猪野 真吾
(4) 事 業 内 容	機械設計業、人材派遣業、医療機器製造販売業等
(5) 資 本 金	18百万円
(6) 設 立 年 月 日	2003年3月24日
(7) 発 行 済 株 式 数	360株
(8) 決 算 期	10月
(9) 従 業 員 数	15名
(10) 主 要 取 引 先	㈱技研製作所、ヤンマーグリーンシステム㈱、前田建設工業㈱ 他

(11)	主 要 取 引 銀 行	四国銀行、高知銀行、徳島銀行		
(12)	大株主及び持株比率	山内 豊 55%、猪野 真吾 26%		
(13)	当 社 と の 関 係			
	資 本 関 係	当社普通株式を3,000株保有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	機械修理等の取引があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態		(百万円)	
	決算期	2017 年 10 月期	2018 年 10 月期	2019 年 10 月期
	純 資 産	35	39	9
	総 資 産	221	270	223
	1 株 当 たり 純 資 産 (千 円)	98	111	26
	売 上 高	227	259	204
	営 業 利 益	△1	6	△29
	経 常 利 益	1	5	△29
	当 期 純 利 益	1	4	△30
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	4,564	12,126	△84,387
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

(2) 割当予定先を選定した理由

「1. 本第三者割当増資の目的」にも記載のとおり、当社の事業継続のためには、財務体質並びにキャッシュ・フローの改善は喫緊の課題となっております。また、J-Adviser 契約の解除による上場廃止の懸念を払拭し、お客様や取引先等との信頼関係を維持するためにも、可及的速やかに資本増強を行うことが必要な状況であります。

資本の増強のための施策を検討し何らかの手当をすることが必要であることを現在当社の一部債権者となっている割当先との協議を重ねる中で、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）に同意いただけることとなりました。現在の当社の状況を鑑みると、他の債権者に同様に引き受けをしていただくことは難しく、割当予定先を選定を決めました。

また、株式会社シケンとは当社のグループ子会社で行っていた歯科医院向け営業を同社に集約し、同社からの外注取引を見込んでおります。有限会社サット・システムズは当社の既存株主であり、当社並びに当社の過去の機械の販売先の修理やメンテナンスを委託しております。株式会社メインティースにつきましても当社の株主であり、当社からの物品販売受注があるなど、3社ともに当社の重要な支援者になるものと考えております。

なお、今回の増資にあたり、当社の役員がすべての割当予定先と直接、面談・ヒアリングを実施し、また、インターネット検索サイトを利用したキーワード検索等により、反社会的勢力との関係の有無について調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く無かったため、当社としては現時点において、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）は、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行う

ことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体と一切関係がないと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

本種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されていますが、行使は2022年3月31日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降可能となります。割当予定先からは、当該取得請求権の行使による普通株式の取得については、当社の株価・出来高状況及び新規事業の進捗状況等の様々な判断材料が影響するため、現時点では取得請求権を行使するタイミングの見通しは立っていないこと、議決権の行使に関しましては、保有株式数や保有割合に関係なく、普通株式を保有している際には状況に応じて、適宜、議決権の行使をする方針であること、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨口頭で表明いただいております。

第3号議案 取締役3名選任の件

今後の事業拡大に向けた経営体制の一層の強化を図るため、取締役を3名増員することとし、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	※ 河 野 恭 佑 (1981年9月30日)	2014年10月 医療法人社団佑健会 理事長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 医療法人社団佑健会 理事長	114,866株
2	※ 土 屋 範 夫 (1981年6月5日)	2005年4月 株式会社リクルート入社 2011年1月 株式会社ブレイクスルー設立 代表取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ブレイクスルー 代表取締役	一株
3	※ 三 上 智 彦 (1982年12月14日)	2017年12月 三上矯正歯科開設 院長就任(現任) (重要な兼職の状況) 三上矯正歯科 院長	17,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補であります。
 2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 三上智彦氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 三上智彦氏につきましては、歯科業界において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.